

介護老人保健施設 晴和会上所園 施設入所サービス 料金表

2024年4月1日
(1日あたりの金額)

項目	料金(R6年4月1日より)			備考		
	要介護度	ユニット型個室	従来型個室		多床室	
介護保健施設サービス費	要介護1	802単位	717単位	793単位	要介護度により単位数が決まります。 外泊を行った場合は外泊の初日と最終日以外は左記料金に代えて1日362単位を、 試行的退所時に在宅サービスを利用する場合は1日800単位を算定します。	
	要介護2	848単位	763単位	843単位		
	要介護3	913単位	828単位	908単位		
	要介護4	968単位	883単位	961単位		
	要介護5	1018単位	932単位	1012単位		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位			介護職員のうち介護福祉士の資格を取得している職員の割合が80%以上		
夜勤職員配置加算	24単位			夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	40単位・60単位(月)			入所者の心身状況等の基本的情報、服薬情報等を厚労省に提出		
初期加算(Ⅰ)(Ⅱ)	60単位・30単位			入所日から30日以内の間、基準に適合する場合		
安全対策体制加算	20単位(入所初日)			組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(Ⅱ)	258単位・200単位			入所日から3月以内の間、集中的にリハビリを行った場合/厚労省に情報提出		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(Ⅱ)	240単位・120単位			入所日から3月以内の間、認知症入所者へ集中的にリハビリを行った場合		
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)(Ⅱ)	53単位・33単位(月)			リハビリテーション計画書を策定し、リハビリ実施した場合/厚労省に情報提出		
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	3単位・13単位(月)			褥瘡発生リスクを評価し、褥瘡ケア計画を作成、褥瘡管理を実施した場合/厚労省に情報提出		
排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	10単位・15単位・20単位(月)			排せつについて評価し、支援計画を作成、排せつ支援を行った場合/厚労省に情報提出		
自立支援促進加算	300単位(月)			医学的評価に基づく自立支援計画を策定し、ケアを実施した場合/厚労省に情報提出		
栄養マネジメント強化加算	11単位			継続的な栄養管理を強化して実施した場合/厚労省に情報提出		
経口移行加算	28単位			経管栄養の入所者に経口摂取を進める計画を作成し、支援を行った場合		
経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	400単位・100単位(月)			摂食障害を有する入所者に、継続的な経口摂取を進める計画を作成し、栄養管理を行った場合		
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	90単位・110単位(月)			歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合/厚労省に情報提出		
療養食加算	6単位(食)			療養食(糖尿病食等)を提供した場合		
緊急時治療管理	518単位			緊急的な治療管理を行った場合		
所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)	239単位・480単位			肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全増悪の治療を行った場合		
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	450単位・480単位			入所前後に居室を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定および診療方針の決定、退所後の支援計画を策定した場合		
試行的退所時指導加算	400単位			居室への試行的な退所時に、退所後の療養上の指導を行った場合		
退所時情報提供加算(Ⅰ)(Ⅱ)	500単位・250単位			退所時に診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供し、紹介を行った場合		
入退所前連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	600単位・400単位			指定居宅介護支援事業者へ診療状況の情報を提供し、連携して居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合		
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	140単位・70単位			処方内容を総合的に評価及び調整、指導を行い、退所時に入所中の処方変更をかかりつけ医に情報提供した場合/厚労省に情報提出		
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)(Ⅲ)	240単位・100単位			処方内容を総合的に評価及び調整、指導を行い、退所時に入所中の処方変更をかかりつけ医に情報提供した場合/厚労省に情報提出		
退所時栄養情報連携加算	70単位			特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者の退所時に栄養管理に関する情報を提供した場合		
再入所時栄養連携加算	200単位(月)			病院からの再入所時、病院の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合		
ターミナルケア加算(死亡日以前45日~31日)	72単位			ターミナルケアに係る計画を作成し、支援を行った場合		
ターミナルケア加算(死亡日以前30日~4日)	160単位					
ターミナルケア加算(死亡日前々日、前日)	910単位					
ターミナルケア加算(死亡日)	1900単位					
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51単位			基準に適合する場合		
協力医療機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	100単位・50単位、5単位(月)			協力医療機関と、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合(Ⅰ)2024年度は100単位、2025年度は50単位(Ⅱ)それ以外は5単位		
若年性認知症入所者受入加算	120単位			若年性認知症入所者に対するもの		
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	3・4単位			専門的な認知症ケアを行った場合		
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)	150単位・120単位(月)			認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合		
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	10単位・5単位(月)			感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している等		
新興感染症等施設療養費	240単位			厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合		
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	100単位・10単位(月)			見守り機器等のテクノロジーを導入している等		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	※①の7.5%を乗じた額			※R6年6月1日~介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として1本化		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)						
介護職員等ベースアップ等支援加算						
地域区分による1単位あたりの単価		変更なし		地域によりサービス単位の単価が定められています。		
③ その他の料金	居住費	2,130円	1,800円	480円	居住費及び食費につきましては、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担額となります。	
	食費	朝食	500円			
		昼食	620円			
		夕食	600円			
	電気使用料(1点につき)	110円			持込家電1点につき	
	日用品費(非課税)	190円			タオル、おしぼり及びトイレトペーパー等の使用料	
	教養娯楽費(非課税)	110円				
	生活着貸出料(非課税)	110円				
	就寝着貸出料(非課税)	66円				
	インフルエンザ接種料	実費				
理美容代	実費			業者委託		
クリーニング代	実費			業者委託		

◎1日あたりの利用料金は、下記の計算方法により算出されます。
R6年5月31日まで・・・(「①介護保健施設サービス費+該当加算項目」+②「①×3.9%+①×2.1%+①×0.8%」)×地域区分単価10.14×負担割合+③その他料金の該当項目
R6年6月1日から・・・(「①介護保健施設サービス費+該当加算項目」+②「①×7.5%」)×地域区分単価10.14×負担割合+③その他料金の該当項目

※利用料金の精算時、端数処理により若干の金額の違い(1~2円程度)が生じますのでご了承ください。
※居住費につきましては、外出外泊中等でお部屋を確保されている場合も必要となります。
※食費につきましては、外出外泊等でお食事を中止される場合、3日前までにご連絡ください。急な中止の場合、食費をいただく場合があります。
※この他にも入所者やご家族の方からの依頼により日常生活品を購入した場合等は実費を徴収する場合がございますので、その都度ご相談ください。